

2022年4月1日

吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに  
会社法施行規則第189条に規定する書類)

山口県宇部市大字小串1978-96

UBE株式会社

(旧商号：宇部興産株式会社)

代表取締役社長 泉原 雅人



東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

UBE三菱セメント株式会社

(旧商号：C統合準備株式会社)

代表取締役 小山 誠



UBE株式会社(以下「UBE」といいます。2022年4月1日付の商号変更前の商号は「宇部興産株式会社」)は、UBE三菱セメント株式会社(以下「UBE三菱セメント」といいます。2022年1月1日付の商号変更前の商号は「C統合準備株式会社」)との間で締結した2021年5月14日付吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、UBEを吸収分割会社、UBE三菱セメントを吸収分割承継会社として、UBEの建設資材カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、建材事業、資源事業、石炭事業及び電力(IPP)事業(以下「宇部興産対象事業」といいます。)をUBE三菱セメントに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2022年4月1日

2. UBEにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

- (1) 本吸収分割に際し、会社法第784条の2の規定に基づき、UBEに対して本吸収分割をやめることを請求したUBEの株主はおりませんでした。

(2) UBEは、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、同条第3項の通知に代えて、2021年12月17日付で株主に対して公告を行いましたところ、同条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主は1名であり、その有する普通株式の数は合計200株でした。

(3) UBEには、会社法第787条第1項第2号の規定により新株予約権買取請求をすることができる新株予約権者は存在しません。そのため、UBEは、同条第3項及び第4項の規定に基づく新株予約権者に対する通知又は公告は行っておりません。

(4) UBEは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年12月17日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に同法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、電子公告により公告したことから、知っている債権者への個別の催告は行っておりません。

### 3. UBE三菱セメントにおける会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 本吸収分割に際し、会社法第796条の2の規定に基づき、UBE三菱セメントに対して本吸収分割をやめることを請求したUBE三菱セメントの株主はおりませんでした。

(2) UBE三菱セメントは、株主総会の決議によって本吸収分割契約の承認を受けていることから、会社法797条第4項第2号の規定に基づき、同条第3項の通知に代えて、2021年12月17日付で株主に対して公告を行いました。同条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) UBE三菱セメントは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年12月17日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に同法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、電子公告により公告したことから、知っている債権者への個別の催告は行っておりません。

### 4. 本吸収分割によりUBE三菱セメントがUBEから承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

UBEは、本吸収分割契約の定めに従い、宇部興産対象事業に関する権利義務をUBE三菱セメントに承継させました。UBE三菱セメントがUBEから承継した資産及び負債の額（概算）は、以下のとおりです。

資産：284,752百万円

負債：114,081百万円

5. 本吸収分割にかかる変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2022年4月1日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

- (1) 本吸収分割により、UBE三菱セメントの資本金は249億7,500万円増加しております。
- (2) UBE三菱セメントは、本吸収分割に際して新たに発行した普通株式450株をUBEに交付いたしました。
- (3) UBEは、本吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「労働契約承継法」といいます。）第7条に基づき、労働者と協議を行い、労働契約承継法第2条に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。
- (4) UBE及びUBE三菱セメントは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の2第3項の規定に基づき、2021年6月30日、本吸収分割に関する計画届出書を公正取引委員会に提出し、2021年7月28日付で、公正取引委員会から、同計画について排除措置命令を行わない旨並びに同法第15条の2第4項及び第10項第8項に定める30日の期間を28日に短縮する旨の通知を受けました。